

特定非営利活動法人リビングサポートあいあいの家
虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人リビングサポートあいあいの家各事業所における虐待の防止と身体的拘束の適切な対応の推進（以下「虐待防止策」という。）に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的に設置する虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）について定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項を所掌し、虐待防止策に取り組む。

- (1) 虐待及び身体的拘束の未然防止のための計画づくり
 - ア 虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための指針作成、掲示
 - イ 虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修の実施
 - ウ チェックリストの作成
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング
 - ア チェックリストによる職場環境等の点検、評価、改善
- (3) 虐待及び身体的拘束等の発生後の検証と再発防止策の検討
 - ア 虐待及び身体的拘束等の不適切対応事案の調査・検証・分析、再発防止策の検討
- (4) その他利用者の安全と人権の擁護に関わる事案の対策の検討
 - ア 身体拘束等の適正化その他対策の検討

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は理事長とし、各管理者又は事業責任者を委員とする。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。
- 4 委員長は、虐待防止責任者となり、委員会を統括する。
虐待防止責任者は、身体拘束適正化検討責任者を兼務する。
- 5 委員長に事故があった場合は、副委員長が職務を代理する。
- 6 委員長は、第三者委員のほか必要とする者を委員として、または出席を求めることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 前項のほか、虐待通報の受付その他の事由により必要に応じて委員会を開催する。

(虐待防止策の実施)

第5条 委員会は、常勤者会議等と協力して、第2条に定める虐待防止策を実施する。

- 2 委員は、虐待防止及び身体拘束適正化検討担当者として、事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化に取り組み、虐待が疑われる事案または利用者への不適切な対応事案があったときには虐待防止責任者である委員長に報告し支持を受ける。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則 この要綱は2023年 9月 1日から施行する。